

新型コロナウイルス感染症流行期における授業方針について

令和3年9月2日運営会議決定

改正 令和3年11月11日

	授業方針
A.福岡県に緊急事態宣言が発出された場合	遠隔授業と対面授業を併用するが、原則、遠隔授業とし、対面授業は実験・実習等、教育内容上やむを得ない場合に限る。
B.北九州市にまん延防止等重点措置が発出された場合	対面、遠隔、対面・遠隔を組み合わせた形態のいずれでも実施可能。 ただし、対面授業を実施する場合は、あらかじめ、履修者数が使用する講義室の下表収容人数の50%を超えないかを確認する。超える場合は、ハイブリッド（対面・遠隔同時配信）あるいは遠隔授業で実施する。
C.北九州市がいずれの対象区域にも含まれない場合	B.に準ずる (収容人数については学校医に確認)

※遠隔授業は、双方向オンライン型（同期型）、動画配信オンデマンド型や資料配付・配信型（非同期型）など多様な形態によって実施、同じ授業科目で遠隔形式と対面形式を併用可能。

※A～Cのいずれの場合でも、未渡日の留学生や基礎疾患がある等の理由により、対面授業の受講が難しい学生には遠隔授業を実施（各授業における未渡日の留学生、基礎疾患を有する学生の有無については、教務・入試係から授業担当教員へ連絡）。

※講義室変更など、授業を実施するための変更は、授業担当教員が、教務・入試係と調整し履修者へ変更内容を周知する。

※大学から学生に対して不要不急の立入を自粛するよう要請がなされた場合には、Aの授業方針に準ずる。

講義室名	収容人数	座席	消毒液	キムワイプ
講義室 1	60人	同一方向	設置	設置
講義室 2	60人	同一方向	設置	設置
講義室中継	120人	同一方向	設置	設置
端末室 1	50人	非同一方向 (パーティション設置)	設置	設置
端末室 2	40人	同一方向	設置	設置